

令和4年8月

お客さま 各位

**少額残高預金口座の解約手続きにおける届出印の押印省略の実施
ならびに預金規定の改定について**

平素は、当金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

当金庫では、お客さまの利便性向上のため、各種預金規定を改定し、個人および個人事業主のお客さまを対象に、残高1万円未満の預金口座の解約手続きにおいて届出印を紛失されている等、印鑑をお持ちでない場合は、運転免許証等の顔写真付本人確認書類（原本）の提示、その写しの提出および本人の署名をいただくことで、届出印の押印を省略する取扱いを開始いたします。

改定後の各種預金規定につきましては、当金庫のホームページでご確認ください。

なお、本取扱いは本規定改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用させていただきます。

記

1. 取扱開始日

令和4年10月1日（土）

2. 対象となるお客さま

個人および個人事業主のお客さま

3. 対象となる預金口座

預金残高が1万円未満の普通預金（総合口座、決済用普通預金を含む）、貯蓄預金、納税準備預金

4. お手続きに必要なもの

- （1）預金通帳、キャッシュカード（発行されている場合）
- （2）運転免許証、マイナンバーカード等の顔写真付本人確認書類

5. お取り扱い店舗

口座開設店舗

6. その他注意事項

- （1）預金者ご本人が、口座開設店舗へ来店の上、手続きをお願いいたします。
- （2）その他、お取引の内容により、押印省略の対象とならない場合がございます。

詳しくは、当金庫の本・支店の窓口にお問い合わせください。

以上